|  |
| --- |
| №21-54　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2022（令和4）年3月24日  ***全保協ニュース***  **〔協議員情報〕**  **全　国　保　育　協　議　会**  **TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509**  **ホームページアドレス〔** [**http://www.zenhokyo.gr.jp**](http://www.zenhokyo.gr.jp/) **〕** |

－今号の目次－

* 高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について 1
* 「『社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準』に基づく別に定める単価等について」の一部改正について 2

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について**

令和4年3月17日（木）、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、下記変更が行われました。

|  |
| --- |
| * 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に指定された特定都道府県等においては、「集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う」 * 「感染が拡大している又は高止まりしている地域において」、高齢者施設や保育所、学校等で「クラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する検査の頻回実施を行う」 * 「感染が収束傾向にある地域であっても、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合に早期の幅広い検査を実施する」 |

保育所等に関連する内容としては「二（5）3」において、以下が追加されています。

|  |
| --- |
| * 地域の実情に応じ、感染者が発⽣した場合の早期の幅広い検査の実施、発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底や、職員に対する早期のワクチンの3回⽬接種等を⾏う。 * 感染が拡⼤している又は高止まりしている地域において、保育所等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する検査の頻回実施を⾏う。 |

そうした変更を受け、都道府県・保健所設置市衛生主管部（局）宛てに、事務連絡「高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について」が3月17日に発出され、「集中的実施計画」（本ニュースNo.21-45参照）について、「地域の感染状況を踏まえ、高齢者施設等に加え、保育所や幼稚園、小学校等を対象とすることを改めて検討」するよう依頼しています。

「まん延防止等重点措置区域」の指定は3月21日で終了しますが、「まん延防止等重点措置区域」に指定されていなくても「集中的実施計画」は策定可能であることから、「必要と判断する場合には、高齢者施設等、保育所、幼稚園、小学校等において集中的検査を実施するようにしてください」としています。

また、この事務連絡を受け、同日、都道府県市町村保育主管部（局）宛てに、事務連絡「保育所等における新型コロナウイルス検査にかかる関連事務連絡（集中的実施計画に基づく検査の対象、頻度等）の周知について」が発出されました。

基本的には、衛生主管部局宛てに発出された事務連絡の内容を、保育主管部局宛てに伝えるものですが、保育主管部局においては、「保育所等でのクラスターが多発していたり、保育所の設置者や職員、保護者などから検査実施の要望が多数寄せられているなど、保育所等の検査を集中検査に位置付けることを希望する場合は、衛生主管部（局）に積極的に働きかけを行うことを御検討ください」としています。

「集中検査」は、自治体の策定する計画に基づき、できる限り週1回（困難な場合であっても2週に1回）、計画に位置づけられたすべての対象施設で実施されるもので、行政検査として公費負担での実施されるものです。

保育所等が「集中検査」での検査を希望しても、自治体の策定する「集中計画」に位置づけられないと対象にはなりません。「集中検査」での検査を希望される場合は、本事務連絡を踏まえ、地元自治体の保育主管部局に働きかけていただくようお願いします。

内容の詳細については、別添資料をご確認ください。

**◆　「『社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準』に基づく別に定める単価等について」の一部改正について**

令和4年3月24日、都道府県・指定都市・中核市の民生主管部局長宛てに、「『社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準』に基づく別に定める単価等について」の一部改正について が発出されました。

これは、平成29年度に発出された「『社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準』に基づく別に定める単価等について」が、直近の統計等を踏まえ、下記の変更が行われるものです（令和4年4月1日から適用）。

|  |
| --- |
| ・1㎡当たりの建設等単価　　　 250,000円　→　　290,000円  ・一般的な自己資金比率　　　　　 　22%　→　　24%  ・一般的な大規模修繕費用割合　 30%　→　　23% |

内容の詳細については、別添資料をご確認ください。